

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う  
実施設計業務委託特記仕様書

有田周辺広域圏事務組合

## 第1章 業務概要等

### 1 業務名称

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託

### 2 発注者

有田周辺広域圏事務組合（以下「本組合」という。）

### 3 履行期間

契約の日から、業務は平成31年6月30日まで

### 4 委託目的（業務対象）

- (1) 特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託
- (2) (1)における支障物の撤去・移転工事に係る実施設計（必要に応じて）
- (3) (1)(2)に必要な現地測量及び地質調査

### 5 予定工事費

- ・建設工事費＝13億5千万円（税込）以内とする
- ・建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事の一括発注とする予定

### 6 敷地概要

#### (1) 所在地

有田郡湯浅町湯浅2343番地1他5筆 ※リユースなぎ隣接

#### (2) 敷地面積、地目

2,852.19㎡ 宅地 ※地籍調査未実施のため、登記簿面積

#### (3) 地域指定

- ①用途地域 無指定
- ②建ぺい率 70%
- ③容積率 200%
- ④防火地域 無指定
- ⑤その他 電波事業法により高さ18.38mまで建築可能

#### (4) 電気・水道・ガスの整備状況

- ①上下水道 上水道供給地域、合併処理浄化槽
- ②電気 ㈱関西電力からの供給
- ③ガス 民間業者からのプロパンガス供給

#### (5) 敷地の状況等

- ①用地の一部については現在、リユースなぎの駐車場として利用している。
- ②用地上空に高圧電線あり。

③隣接するリユースなぎには、10t 車が入り出している。

## 7 施設概要及び設計業務（測量・地質調査含む）内容

本特記仕様書に記載されていない事項は、設計業務委託共通仕様書による。

### (1) 特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計

- ・建築物の施設内容、設備については本組合と十分協議のうえ計画すること。
  - ・外観デザインについてはパース等によって 2～3 案程度を提示し、本組合と十分協議のうえ計画すること。
  - ・構造計画については、地震等大規模災害に備えた構造上の要件を考慮するものとし、官庁施設の総合耐震計画基準による耐震安全性の分類は、次の通りとする
    - ア 構造体：Ⅱ類
    - イ 建築非構造体：B類
    - ウ 建築設備：乙類
- なお、構造種別については、実施設計において比較・検討を行うこと。
- ・敷地内に高圧電線が存在するため、工事施工中に影響が出ないような施工計画を検討し、設計内容に反映すること。
  - ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を厳守し設計すること。
  - ・実施設計完了時に資料を取りまとめ、全ての設計対象について設計内容の説明を行うこと。

#### <建築物概要>

- ア 建築面積：約 1, 600 m<sup>2</sup>
- イ 延床面積：約 3, 195 m<sup>2</sup>以内 ※本組合との協議によってはこの限りではない。
- ウ 階数：3階建て
- エ 用途：福祉・厚生施設（特別養護老人ホーム）
- オ 屋外付帯：舗装、排水、擁壁、植栽、案内サイン等
- カ 電気設備：電灯設備、動力設備、構内情報通信設備、拡声設備、トイレ呼出設備、監視カメラ設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、その他必要な電気設備
- キ 機械設備：給排水衛生設備、空調設備、その他必要な機械設備
- ク 施設形態：居室（ユニット型1床40室40人【1ユニット10人】、多床室4床12室2床1室50人、ショート4床1室4人、入居定員【特別養護老人ホーム90人+短期入所生活介護4人】94名想定）、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他運営に必要な設備
- ケ その他：入居者と地域住民等が触れ合える機能等を有すること

### (2) 外構工事に係る実施設計

- ア 整備面積：約 1, 300 m<sup>2</sup>
- イ 屋外付帯：舗装、排水、擁壁、植栽、案内サイン等
- ウ 電気設備：電灯設備、監視カメラ設備、その他必要な電気設備
- エ 機械設備：給排水衛生設備、その他必要な機械設備

(3) 支障物の撤去・移転工事に係る実施設計

ア 既存 リユースなご駐車場舗装等（必要に応じて）

(4) 特別養護老人ホーム潮光園新築移転計画地（外構（駐車場等） 予定地含む）の測量並びに当該計画地付近の地質調査

① 4級基準点測量

6点

② 現地測量

約 3,000 m<sup>2</sup>

③ 現地踏査

0.3 km

④ 地質調査

【ボーリングNo.1（潮光園新築計画地付近）】L=15.0m×1本、別孔L=7.0m×1本

標準貫入試験、室内土質試験（土粒子の密度試験4試料、土の含水比試験4試料、土の粒度試験（粘性土）2試料、土の粒度試験（砂質土）2試料）、液状化の検討

（別孔にて）孔内水平載荷試験 1回、シンウォールサンプリング 1本、室内土質試験（土の液性限界試験1試料、土の塑性限界試験1試料、土の一軸圧縮試験1試料）

※作業詳細は、落札者と別途協議を行う。

## 第2章 設計業務委託の範囲

### 1 一般業務

一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1および別表2のとおりとする。

### 2 追加業務

- (1) 積算業務 発注者が指定する書式にて工事費内訳書の作成を行う
- (2) 申請業務 確認申請及びこれに付随する申請業務を行う（申請手数料を含む）
- (3) パース 完成予想図の作成を行う（3枚程度）

## 第3章 設計業務の実施

### 1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に本業務に着手しなければならない、この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、発注者の置く監督員（以下「監督員」という）との打合せを開始することをいう。

### 2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書第1章及び第2章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。

- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、適宜、監督員との協議の場を設けて内容を確認のうえ、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 計画書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 確認申請において、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（確認申請図書及び実施設計図書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと。）。
- (7) 確認申請の審査及び建築物等の完了検査（計画の変更がない場合に限る）の結果、建築基準関係規定に適合しないことを認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（計画段階では、予測が不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工の不良等による計画の変更等を除く）については、発注者及び受注者との協議によるものとする。
- (8) 確認申請手続き完了後における計画の変更については、構造計算を再度行う必要がない程度のも等については、受注者はこれに必要な業務を発注者に委任する。また、構造計算を再度行う必要がある計画の変更等については、発注者はこれに必要な業務を受注者に追加で発注する。なお、前号ただし書に規定する計画の変更については、発注者及び受注者との協議による。

### 3 成果品および電子納品

- (1) 成果品は告示第15号 別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第3～別表第4のとおりとする。実施設計における概算工事算出は積算業務に含むものとする。
- (2) 本業務の電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R）で正、副各1部提出する。
- (3) 電子納品の成果物の提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (4) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

### 4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、次の内容が記載された国土交通大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書及び厚生労働省が発出している特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について等を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

#### (1) 建築関連

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの

#### (2) 設備関連

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの

## 5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し承諾を受ける。

## 6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

### (1) 契約締結後

- ア 業務工程表 1部
- イ 管理技術者等届（管理技術者及び設計担当者の経歴書を含む。） 1部
- ウ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿及びその他監督員が必要に応じ指示するもの 1部

### (2) 前払時（前払金を請求する場合）

- ア 前払金支払請求書 1部
- イ 保証証書 正1部、副1部
- ウ 債権者登録書（必要時） 1部

### (3) 完了時

- ア 完了届 1部
- イ 請求書 1部

## 7 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 8 主任技術者等の資格要件

### (1) 主任技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、あらかじめ実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある主任技術者を選定し、その経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。主任技術者は、設計および監理において建築・電気・機械、造園等の設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士で資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。

なお、主任技術者は、(2)の建築設計者等を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(2) 受注者は、次の各号に掲げる設計担当者等を選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、設計担当者等が業務を担当するに当たり、著しく不適當であると監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

ア 建築設計者

1級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有する者

注1 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。ここで、一般事務とは、建築との関連が少なく建築に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 電気設計者

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 設備設計一級建築士で電気設備に関する実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で電気設備に関する実務経験を有する者

(ウ) 1級電気工事施工管理技士で電気設備に関する実務経験を有する者

注2 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。ここで、一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

ウ 機械設計者

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者

(ア) 設備設計一級建築士で機械設備に関する実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で機械設備に関する実務経験を有する者

(ウ) 1級管工事施工管理技士で機械設備に関する実務経験を有する者

(エ) 空調衛生工学会の設備士で機械設備に関する実務経験を有する者

注3 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。ここで、一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ その他の技術者

建築設計の積算業務に従事する者は、社団法人日本建築積算協会による建築積算士の称号を有する者とする。

9 外部折衝等

(1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握すると共に、特記すべき内容は監督員に報告し協議すること。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務(書類作成含む)は受注者が行う。

## 10 中止等

発注者は必要と認めた場合は、業務の全部又は一部を中止させることができる。

## 11 履行期間の変更

受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

## 12 成果品の取扱い

- (1) 業務完了後10年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (2) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。  
ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、監督員が部分引渡しの指定を指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

(適用基準図書の一覧)

### (1) 建築関連

#### ア 設計指針に関するもの

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (ア) 建築設計基準及び同解説        | (社) 公共建築協会 |
| (イ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | (社) 公共建築協会 |

#### イ 各部設計の指針に関するもの

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (ア) 建築構造設計基準及び同解説    | (社) 公共建築協会 |
| (イ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 | (社) 公共建築協会 |

#### ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 | (財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編   | (社) 公共建築協会   |
| (ウ) 擁壁設計標準図             | (社) 公共建築協会   |
| (エ) 敷地調査共通仕様書           | (社) 公共建築協会   |
| (オ) 建築工事標準詳細図           | (社) 公共建築協会   |

#### エ 建築積算に関するもの

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (ア) 公共建築工事積算基準             | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (イ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編    | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 建築数量積算基準・同解説           | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事 | (財) 建築コスト管理システム研究所 |



- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (オ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編 | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建設工事標準歩掛          | (財) 建設物価調査会        |
| (キ) 工事歩掛要覧            | (財) 経済調査会          |

オ その他

- (ア) その他関係法令

※資料等は必ず最新版を使用すること。(適用基準図書の一覧)

(2) 設備関連

ア 設計指針に関するもの

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (ア) 建築設備計画基準               | (社) 公共建築協会         |
| (イ) 建築設備設計基準               | (社) 公共建築協会         |
| (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 | (社) 公共建築協会         |
| (エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説     | (社) 公共建築協会         |
| (オ) 建築設備耐震設計・施工指針          | (財) 日本建築センター       |
| (カ) 建築設備設計・施工上の運用指針        | (財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引き    | (財) 建築環境省エネルギー機構   |
| (ク) 防災設備に関する指針             | (社) 日本電設工業協会       |
| (ケ) 避雷設備関係法令集              | 避雷設備工業協同組合         |
| (コ) 昇降機技術基準の解説             | (財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (サ) 昇降機・遊戯施設設計施工上の指導指針     | (財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (シ) 給排水設備技術基準・同解説          | (財) 日本建築センター       |
| (ス) 換気・空調設備技術基準・同解説        | (財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (セ) 換気用耐火二層管工法の設計施工指針      | (社) 公共建築協会         |
| (ソ) 排煙設備技術指針               | (社) 公共建築協会         |

イ 設計図書作成に関するもの

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (ア) 建築設備設計計算書作成の手引き | (社) 公共建築協会 |
|---------------------|------------|

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) | (財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)   | (社) 公共建築協会   |
| (ウ) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)   | (社) 公共建築協会   |
| (エ) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) | (財) 建築保全センター |
| (オ) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)   | (社) 公共建築協会   |
| (カ) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)   | (社) 公共建築協会   |

エ 建築積算に関するもの

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (ア) 公共建築工事積算基準             | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (イ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編    | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 建築数量積算基準・同解説           | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事 | (財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 水道事業実務必携               | 全国簡易水道協議会          |

オ その他

(ア) その他関係法令

※資料等は必ず最新版を使用すること。(適用基準図書の一覧)

別表第1 実施設計に係る一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示15号の業務内容		業務内容	適用	備考
(1) 設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	○	
	設計条件の変更等の場合の協議	整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	変更が生じた場合	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を整理する。	○	
	確認申請に係る関係機関との打合せ	設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電気、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	○	
(4) 設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な設計方針案の検証を通じて、設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	○	
	設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	○	
(5) 設計設計図書の作成		設計方針に基づき、発注者と協議の上、設計図書を作成する。	○	
(6) 概算工事費の検討		設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	○	工事費概算書の作成
(7) 設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、設計図書を発注者に提出し、設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。	○	設計報告書の作成

告示15号の業務内容		業務内容	適用	備考
(8) 要求等の整理	発注者の要求の確認	設計に先立ち又は設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	○	
	設計条件の変更等の場合の協議	すでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。	変更が生じた場合	
(9) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、詳細な調査を行う。	○	
	確認申請に係る関係機関との打合せ	設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○	
(10) 設計方針の策定	総合検討	意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	○	
	実施設計のための基本事項の確定	発注者と協議して合意に達しておく必要があるもの及び設計(1~7)の内容に修正を加える必要があるものを整理し、設計のための基本事項を確定する	○	
	実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、設計方針を策定し、発注者に説明する。	○	
(11) 設計図書の作成	実施設計図書の作成	設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い設計図書を作成する。	○	
	確認申請図書の作成	設計に基づき、必要な確認申請図書を作成する。	○	
(12) 概算工事費の検討		設計図書の作成が完了した時点において、工事費概算書を作成する。		積算業務に含む
(13) 設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	○	設計説明書の作成

別表第2 実施設計成果物

成果物	規格	縮尺	部数	適用
<b>■建築（総合）</b> <b>■建築（総合）設計図</b> ・建築物概要書 ・仕様書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ・矩計図 ・展開図 ・天井伏図（各階） ・平面詳細図 ・部分詳細図（断面含む） ・建具表 ・外構図 ・総合仮設計画図 ・概略工事工程表 <b>■建築確認申請図書</b>	A 1 ～ A 2		2	A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部
<b>■建築（構造）</b> <b>■建築（構造）設計図</b> ・仕様書 ・構造基準図 ・伏図（各階） ・軸組図 ・部材断面表 ・各部断面図 ・標準詳細図 ・各部詳細図 <b>■構造計算書</b> <b>■建築確認申請図書</b>	A 1 ～ A 2		2	A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部
<b>■電気設備</b> <b>■電気設備設計図</b> ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図	A 1 ～ A 2		2	A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部

<ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯設備図</li> <li>・動力設備図</li> <li>・電熱設備図</li> <li>・雷保護設備図</li> <li>・受変電設備図</li> <li>・静止形電源設備図</li> <li>・発電設備図</li> <li>・構内情報通信網設備図</li> <li>・構内交換設備図</li> <li>・情報表示設備図</li> <li>・映像・音響設備図</li> <li>・拡声設備図</li> <li>・誘導支援設備図</li> <li>・テレビ共同受信設備図</li> <li>・テレビ電波障害防除設備図</li> <li>・監視カメラ設備図</li> <li>・駐車場管制設備図</li> <li>・防犯・入退室管理設備図</li> <li>・火災報知設備図</li> <li>・中央監視制御設備図</li> <li>・構内配電線路図</li> <li>・構内通信線路図</li> <li>・その他関連設備図</li> <li>■電気設備設計計算書</li> <li>■建築確認申請図書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>適宜</li> <li>適宜</li> <li>適宜</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■機械設備</li> <li>■空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・敷地案内図</li> <li>・機器表</li> <li>・配置図</li> <li>・空気調和設備図</li> <li>・換気設備図</li> <li>・排煙設備図</li> <li>・ボイラー設備図</li> <li>・自動制御設備図</li> <li>・屋外設備図</li> </ul> </li> <li>■給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・敷地案内図</li> <li>・配置図</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 1 ～ A 2          2</li> <li>適宜</li> <li>1/100～1/500</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>1/50～1/200</li> <li>A 1 ～ A 2          2</li> <li>適宜</li> <li>1/100～1/500</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部</li> <li>A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器表</li> <li>・衛生器具設備図</li> <li>・給水設備図</li> <li>・排水設備図</li> <li>・給湯設備図</li> <li>・消火設備図</li> <li>・厨房設備図</li> <li>・ガス設備図</li> <li>・入浴設備図</li> <li>・し尿浄化槽設備図</li> <li>・ごみ処理設備図</li> <li>・さく井設備図</li> <li>・屋外設備図</li> <li>■空気調和設備設計計算書</li> <li>■給排水衛生設備設計計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他関連設備図</li> </ul> </li> <li>■昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機設備図</li> <li>・搬送機設備図</li> <li>・その他関連設備図</li> </ul> </li> <li>■昇降機設備設計計算書</li> <li>■建築確認申請図書</li> </ul>	<p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/50～1/200</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p>	<p>A2 製本 1 部、A 4 製本 1 部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事積算数量算出書</li> <li>・建築工事積算数量調書</li> <li>・単価作成資料</li> <li>・見積書及び見積検討資料</li> <li>・工事設計仕様書（内訳書）</li> </ul> </li> </ul>	<p>適宜</p>	<p>3 社見積及び比較表 カタログ写し、歩掛根拠</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備工事積算数量算出書</li> <li>・電気設備工事積算数量調書</li> <li>・単価作成資料</li> <li>・見積書及び見積検討資料</li> <li>・工事設計仕様書（内訳書）</li> </ul> </li> </ul>	<p>適宜</p>	<p>3 社見積及び比較表 カタログ写し、歩掛根拠</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備工事積算数量算出書</li> <li>・機械設備工事積算数量調書 (機械設備積算 続き)</li> <li>・単価作成資料</li> <li>・見積書及び見積検討資料</li> </ul> </li> </ul>	<p>適宜</p>	<p>3 社見積及び比較表 カタログ写し、歩掛根拠</p>

